

訂正後

P78

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」といいます。）では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み※1と確保方策※2を定める単位として、「教育・保育提供区域」（以下「区域」といいます。）の設定が義務付けられています。

本市では、各施設・事業の現在の実施状況や利用状況のほか、市民にとってわかりやすい単位であること等を勘案して、以下のように区域を設定しました。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	行政区
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児保育事業 ⑨妊婦健康診査		青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区
	①子育て短期支援事業 ②子育て援助活動支援事業 ③実費徴収に係る補足給付事業 ※3 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※3		仙台市全域

※1 量の見込み：各施設・事業の需要量

※2 確保方策：量の見込みに対応する提供体制（供給量）

※3 当該項目は量の見込みの算出対象外

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

～以下省略～

現行

P78

1 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」といいます。）では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み※1と確保方策※2を定める単位として、「教育・保育提供区域」（以下「区域」といいます。）の設定が義務付けられています。

本市では、各施設・事業の現在の実施状況や利用状況のほか、市民にとってわかりやすい単位であること等を勘案して、以下のように区域を設定しました。

分類	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	行政区
	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥地域子育て支援拠点事業 ⑦一時預かり事業 ⑧病児保育事業 ⑨妊婦健康診査		青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区
	①子育て短期支援事業 ②子育て援助活動支援事業		仙台市全域

※1 量の見込み：各施設・事業の需要量

※2 確保方策：量の見込みに対応する提供体制（供給量）

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

～以下省略～